

自己肯定感を高め、自らの手で未来を
切り拓く^{ひら}子供を育む教育の実現に向けた、
学校、家庭、地域の教育力の向上
(第十次提言)

平成29年6月1日

教育再生実行会議

自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く^{ひら}子供を育む教育の 実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上 (第十次提言)

はじめに

我が国の未来、それは子供たちです。全ての子供たちが、自らの個性を発揮し、自信をもって自らの未来を、自らの手で切り拓く^{ひら}。子供たちの誰もが夢と志に向かって頑張ることができる国創りに向けて、教育再生を行っていかねばなりません。

子供たちが夢と志に向かって頑張れる国を創るには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、社会全体で子供を育むことが必要不可欠です。しかしながら、今日の学校教育の現場に目を向けると、教師の多忙化が頂点に達しようとしています。

言うまでもなく、家庭や地域は、学校教育の土台となるものです。学校の教育力が低下しないようにするためには、家庭や地域の教育力の向上が欠かせません。一方で、共働き世帯やひとり親家庭の増加など家庭の在り方は多様化しています。また地域も、本格的な少子・高齢社会を迎え、過疎化や高齢化が全国の地域で進んでいるという状況にあります。

また、国は、学習指導要領の改訂とその実施に向けた取組を進めていますが、諸外国に比べて子供たちの自己肯定感が低いまでは、「社会に開かれた教育課程」の下でこれからの時代に求められる資質・能力を育むことが十分に実現できたことにはなりません。子供たちが自分の価値を認識し、かつ、他者の価値も尊重することができるよう、また、自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となることができるよう、そのための環境づくりに取り組む必要があります。

教育再生実行会議においては、こうした問題意識や現状認識の下、平成 28 年 10 月以降、①教師の業務負担を軽減し、今後も学校が持続的に発展できるようにするべく、「学校・家庭・地域の役割分担と教育力の充実」について検討を行うとともに、②「子供たちの自己肯定感が低い現状を改善するための環境づくり」について検討を行いました。

その際、学校、家庭、地域の役割分担やその教育力の向上に係る検討を行うに当たっては、教育と保育、福祉が一体となって子育て支援を行うなど先進的な取組を進めている地方公共団体への視察を行いました。また、学校、家庭、地域が、子供たちの自己肯定感を育む上で欠くことのできない存在であることから、後述する教育再生実行会議専門調査会の構成員と合同で勉強会を行いつつ、検討を深めていきました。

また、特に自己肯定感に係る課題については、専門的な見地からの議論が必要であるとの観点から、現場で子供たちの自己肯定感を高めるための取組を行っている NPO の関係者や、自己肯定感に関する調査・研究等を進めている大学の研究者等から成る教育再生実行会議専門調査会¹を設け、構成員からの取組成果の発表や、関係者からのヒアリング等を通じて検討を重ねました。さらには、教育再生実行会議及び教育再生実行会議専門調査会における検討を建設的、多角的に進めるべく、文部科学省に設けられた「我が国の子供の意識に関するタスクフォース」²において、我が国の子供たちの自己肯定感が諸外国に比べて低い現状の分析等が行われ、この分析結果等を活用しながら議論を進めました。

こうした検討の積み重ねを通じて、今般、第十次提言を取りまとめました。

今回の提言は、平成 27 年 12 月 21 日の中央教育審議会の 3 つの答申³を受けて策定された「次世代の学校・地域」創生プラン⁴を実質化させていく上でも必要不可欠な取組をまとめたものと言えます。政府においては、学校をはじめとした教育関係者はもちろんのこと、家庭や地域を支える福祉関係者とも一体となって、全ての大人が社会総がかりで子供の育ちを支えていけるよう、提言の内容が着実に実現されることを期待します。

1. 学校、家庭、地域の役割分担と教育力の向上について

(1) 学校、家庭、地域の役割分担

今日の日本の学校教育を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。例えば通級による指導の対象となっている児童生徒の数は、ここ 10 年間で約 2.4 倍に増えているほか、小中学生の不登校の児童生徒数は約 12.6 万人に上ります。

このような状況にあるにもかかわらず、日本の学校は「知・徳・体の一体的な教育を進める」という特長を有しているがゆえに、あたかも学校のみが日々生起する様々な課題に対応する責任と役割を有しているかのような、誤った認識が生じやすい状況にあるといっても過言ではありません。

換言すれば、自助、共助、公助がある中で、公助のみに頼ることが当然視される状況

¹ 平成 28 年 10 月 28 日、教育再生実行会議決定にて設置。主査は鎌田薫早稲田大学総長。

² 平成 28 年 10 月 7 日、田野瀬太道文部科学政務官を主査として設置。有識者及び文部科学省内の関係部局担当者によって構成。

³ 平成 27 年 12 月 21 日に取りまとめられた中央教育審議会の 3 つの答申。

・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」

・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」

・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

⁴ 文部科学大臣決定（平成 28 年 1 月 25 日）。平成 27 年 12 月 21 日の中央教育審議会の 3 つの答申の内容の実質化に向け、具体的な取組施策と改革工程表を示したプラン。

にあるとも言えます。

しかしながら、そもそも学校、家庭、地域が有する教育機能はそれぞれに異なるのであって、いずれか一つの教育機能のみで子供の育成が図られるわけではありません。

学校、家庭、地域の三者がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持つとともに、それぞれの教育機能をいかに発揮し、相互に連携・協力しながら子供を支え、育てていくことが重要です。

そのため、教育基本法においては、同法第1条に規定する「教育の目的」を実現するべく、学校教育に係る規定（同法第6条）のみならず、家庭教育についての規定（同法第10条）や、地域に関する規定（同法第13条）が置かれています。このことは、自助、共助、公助の観点からの規定が教育基本法に置かれていると捉えることもできると言えます。

教育基本法が改正されてからおよそ10年が経った今、教育基本法を改正した際の原点に立ち戻り、学校、家庭、地域がどのような役割を果たすべきなのか、教育基本法が示した理念について、改めて考えをめぐらせ、確認する必要があります。

その上で大切なことは、この理念を実現するべく、情報技術の発展や就業構造の変化等により生じている家庭や地域の課題をはじめ、今日の社会が置かれている状況を冷静に、客観的に捉えた上で、具体的な取組を進めることです。

例えば、スマートフォンの世帯保有率は統計を取り始めた平成22年においては1割弱でしたが、平成28年では7割強⁵となっており、わずか7年ほどで保有率は7倍になりました。また、10代のスマートフォンの利用率は今日8割⁶を超えています。そのほかにも、保護者の就業状況の変化を見ると、「両親ともに仕事のある世帯」と「片方の親しか仕事のない世帯」の数は、約10年前を境に逆転し、今日では前者が後者の世帯数の2倍の数に上るなど、子供を取り巻く家庭環境も大きく変化しています。

本提言では、先に示したような社会状況の変化をしっかりと見据えた上で、今日進められている働き方改革などの取組を踏まえつつ、以下において家庭、地域、学校のそれぞれについて、今日の日本において取り組むべき施策を取りまとめ、示しています。

日本にいる全ての子供たちが、夢と志に向かって頑張れるような環境を構築できるよう、国や地方公共団体のみならず、全ての関係者による取組が求められます。

⁵ 平成28年版情報通信白書

⁶ 総務省情報通信政策研究所「平成27年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査（平成28年8月）」

(将来にわたっての議論の必要性)

一方で、本提言で示した取組は、あくまでも今日の日本の状況を踏まえたものであることに留意する必要があります。今日の技術革新はめまぐるしいスピードでもたらされます⁷。第4次産業革命を迎えていると言われていた今日、「子供たちの65%は、将来、今存在していない職業に就く」といった予測⁸や「今後10年から20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高い」といった予測⁹もあります¹⁰。

IoTやAIの進展等に伴い生じるライフスタイルの変化や、家庭環境の変化、人口減少や人口構造の変化等は、今後も、家庭や地域、学校に対して確実に影響を与え続けると考えられます。

今後、家庭や地域が更に変容し、その教育力の維持・向上にとって更なる課題が生じることが予想される中、教師の長時間労働に支えられている学校現場が今日既に限界に来ていることを踏まえると、明治期以来の「知・徳・体」を一体として育むいわゆる「日本型学校教育」を維持することが果たしてできるのか、我々は今から真剣に考える必要があります。この、世界に高く評価されている「日本型学校教育」を将来にわたって維持・発展させるためには、様々な社会の状況の変化を踏まえつつ、学校に対してそのための資源を投入することが必要不可欠となります。

本提言においては、今日、国や地方公共団体等が取り組むべき施策を提示するとともに、近い将来を見据えた、学校教育をめぐる国民的な議論が必要であることも、ここで指摘をしておきたいと思います。

(2) 家庭、地域の教育力の向上

(家庭の教育力)

教育基本法第10条においては、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、「生活習慣」、「自立心の育成」、「心身の調和のとれた発達」を図るよう努めることとされており、また国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する支援を行うこととされています。

家庭においては、全ての教育の出発点として、特に、豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナ

⁷ 例えば、最初の電話は1876年に発明されたが、その後115年かかって1991年に最初のウェブサイトが、さらにわずか16年後の2007年には、広く世界に普及したスマートフォンが登場している。

⁸ キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）による予測

⁹ マイケル・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授）による予測

¹⁰ 教育再生実行会議第七次提言（平成27年5月14日）では、こうした社会の変化の中を生き抜くために、これからの人間に求められる資質・能力の例として、「主体的に課題を発見し、解決に導く力」、「志」、「リーダーシップ」、「創造性」、「チャレンジ精神」、「忍耐力」、「自己肯定感」、「感性」、「思いやり」、「コミュニケーション能力」、「多様性を受容する力」が重要である、としている。

一、自制心や自立心を養うことが求められます。

一方で、家庭を取り巻く状況に目を向けると、1960年代の高度経済成長期以降、核家族化が急速に進むとともに、ここ20年で共働き家庭が大幅に増加するなど、その様子は大きく変化してきました。

これに加え、今後、女性活躍社会の実現に向けた取組を進めていく中においては、学校のみならず地域社会をはじめとした社会全体で、子育てする家庭への支援を進めていく必要があります。

また、子供の相対的貧困率が減少¹¹するなどの成果が現れてはいるものの、経済的援助を受けている困窮家庭が20年前に比べて約2倍に増えるなどの課題があるほか、虐待を行う家庭などそもそも家庭の教育力に期待することが難しい家庭もあります。

こうした状況の中、教育基本法において求められている家庭の役割を、各家庭がしっかりと果たせるよう、引き続き家庭教育支援を充実していくことが必要です。また、全ての子供たちが、家庭の経済事情等にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢と志に向かって頑張ることができるようにするためには、貧困や虐待など様々な困難を抱える家庭やその子供に対しては、教育と福祉の連携・協力の実効性を高めること等を通じ、これまでの取組を更に充実させることが特に重要です。

〔幼児教育の段階的無償化と質の向上〕

○ 生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与する幼児教育について、財源を確保しつつ段階的に行ってきた無償化の取組を可及的速やかに推進するとともに、子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇の改善等を通じて、幼児教育・保育・子育て支援の更なる「質の向上」を図る。

〔地域における総合的な家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携〕

○ 国、地方公共団体は、妊娠期から子育て期、さらには就学期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、市町村が設置する子育て世代包括支援センターや、地域子ども・子育て支援事業における利用者支援事業等と、家庭教育支援チームの連携を図るなど必要な体制の整備を進めるとともに、文部科学省、厚生労働省の双方から、それぞれ地方公共団体の教育主管部局及び母子保健主管部局に対して働きかけを行うなど、関係機関・関係者間での支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図り、地域における子育て支援・家庭教育支援が、幼児教育から就学期以降まで連携して行われるように努める。

¹¹ 総務省全国消費実態調査によると、平成26年（最新値）の子供の相対的貧困率は、7.9%と、平成21年の前回調査時の9.9%より2.0ポイント低下している。

〔家庭教育支援員の配置促進による訪問型家庭教育支援の充実〕

- 国、地方公共団体は、生活や子育て等で様々な課題を抱えながらも、地域社会から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化するため、家庭教育支援員の配置や家庭教育支援チームの組織化の促進を図り、訪問型家庭教育支援をより一層充実する。その際、要保護児童地域対策協議会の活用を含め、生活保護や生活困窮者自立支援、就労支援などの生活面の支援を担当する福祉部局等の関係機関・関係者との協働を推進することにより、子育て家庭に対する教育と福祉との一体的な支援の充実を図る。

〔家庭教育支援員等の人材育成等〕

- 国、地方公共団体は、保護者と同じ目線に立って保護者に寄り添いながら伴走型の支援を行う家庭教育支援員について、その育成のための研修の機会を充実させるとともに、家庭教育支援チームの組織化が円滑に、かつ効果的になされるようガイドラインを作成する。

〔家庭における子供と向き合う時間の確保―地域ごとの学校休業日の分散化〕

- 家庭教育の充実のためには、家族での旅行やスポーツ、自然体験活動などの機会を通じて、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるようにすることが重要である。

そのため、国、地方公共団体、学校、産業界等は、地域ごとに学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化の推進や設定した休業日における多様な活動機会の充実を図るとともに、特に経済関係の行政機関や産業界の団体は、連携・協力して学校休業日に合わせた保護者の有給休暇の取得を強力に促進する。あわせて、土日や長期休業中等における部活動の休養日の適切な設定等により、子供が家族とともに地域で過ごすための環境づくりを推進する。また、夏期において授業を行う場合が想定されることから、子供たちが集中して学習できる環境の整備等を進める。

〔放課後等の居場所づくりの推進〕

- 国、地方公共団体は、地域住民、民間事業者、NPO 等との連携の下、家庭環境にかかわらず、放課後や土曜日、長期休業期間等において、子供たちが安心して過ごすことのできる居場所づくりなどの取組を支援する。

〔関係機関・関係者間における個人情報の共有の円滑化〕

- 国は、学校や教育委員会、福祉部局、保健部局などの関係機関の間で、教育困難家庭の保護者や子供を支援、保護等する上で必要となる個人情報が円滑に共有され

るよう、要保護児童地域対策協議会の活用を推進するとともに、好事例の収集、周知を行うなど、個人情報の取扱いの在り方について、地方公共団体に示す。また、地方公共団体においては、学校・地域の実情に応じて関係機関・関係者間で個人情報が円滑に共有されるよう取り組む。

〔教育・福祉の連携・協力の実質化に向けた枠組みの構築〕

- 国は、母子健康手帳交付の段階から積極的に家庭に関わる体制づくりを通じ、様々な困難や課題を抱える家庭への教育・福祉の包括的・一体的支援が確実に行われるよう、これまでの取組を踏まえつつ、文部科学省と厚生労働省等が定期的に情報共有や教育・福祉・保健等の現場の関係者と意見交換し、連携して施策を策定するための検討の場を設ける。

（地域の教育力）

教育基本法第 13 条においては、学校、家庭、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協力を努めるものと規定されています。

具体的には、地域においては、日常的に行われる地域の大人と子供との触れ合いや、それぞれの地域が有する自然、文化、伝統等を背景とする様々な体験の機会を提供すること等により、地域の構成員としての社会性、規範意識や自主性、創造性等の豊かな人間性を養うこと等が求められます。

一方で、地域についても、第一次産業就業者が減少を続けるなど産業・就業構造は大きく変化し、地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。また、地方の人口減少と地域経済の縮小という課題も抱えています。このように、つながりの希薄化等による地域の教育力の低下が指摘される中、学校の負担はますます大きくなっています。このため、地域の教育力を掘り起こし、学校だけでなく地域も子供たちの育ちに積極的に関わり、その役割を果たすことが必要不可欠です。

また、第六次提言では、こうした観点に加え、地方創生を進めていくべく学校をまちづくりの拠点としての役割を果たすことを求めているところであり、今後は、学校、家庭、地域の交流の場として学校という「場」を活用することを通じ、地域の教育力を学校に呼び込むという視点も重要になります。

国、地方公共団体は、地域の教育力の再生、向上が実際に実現されるよう、様々な具体的取組を進めていくことが必要です。そのため、高齢者をはじめとした様々な地域人材を活用すること等を通じ、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域

学校協働活動」を推進するとともに、学校、家庭、地域を結びつけるプラットフォームとして学校を活用し、保護者や教師以外の地域の大人が子供と関われるように促すことを通じて、コミュニティを再生していくこと等が重要です。

〔コミュニティ・スクールの導入促進等〕

- 国、地方公共団体は、全国的に学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立するため、関連法令改正の趣旨を踏まえ、コミュニティ・スクールの導入をより一層促進するとともに、地域学校協働活動との一体的な取組を推進する。

〔地域学校協働活動の推進等〕

- 国、地方公共団体は、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりでの教育を実現するため、関連法令改正の趣旨を踏まえ、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や研修を促進するとともに、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画により、郷土学習、地域行事、学びによるまちづくり、登下校の見守りといった、地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動を全国的に推進する。

- 国、地方公共団体は、原則無料の「地域未来塾」や、「放課後子供教室」、「放課後児童クラブ」の一層の推進等を通じ、家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子供たちが放課後・土曜日における学習活動やスポーツ活動を充実して行うことができるよう、NPO や地域の団体・機関、学習塾などの民間機関等と連携・協力しながら、子供たちの学習活動等の支援の充実を推進する。

加えて、女性の就業率の高まりに伴い、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりのニーズが高まっており、場所の確保も含め、教育委員会と福祉部局との連携により、上記の施策等に地域全体で取り組んでいくよう促すことが重要である。

- 国、地方公共団体は、民間企業・NPO 等との連携の下、地域の教育力を向上させていくための一つの方策として、高校生らがビジネスの手法等を学び、地域の大人とともに地域課題を解決する取組等を促進、支援する。

〔学校におけるコミュニティ・スペースの整備〕

- 国、地方公共団体は、学校というスペースを地域にオープンにすることによって、眠っている地域の力を掘り起こし、地域の力を学校に呼び込み、地域とともに子供を育む環境づくりに取り組む。具体的には、スペースを管理するためのスタッフを教師とは別に確保しつつ、乳幼児を子育て中の主婦や高齢者などの地域住民が、自然と学校に集い、学校に通う子供たちや教師と交流できるよう、空き教室等を、例

えばカフェ・スペースのような魅力的な空間に改修し、学校を地域住民の集いの「場」として整備・活用する。その際、利用者が子育て相談等、地方公共団体が提供する様々なサービスについて、気軽に情報を得ることができるよう、教育委員会と関係する他の部局が連携して対応することも検討するとともに、活用にあたっては、NPOといった民間機関等との連携についても検討する。

〔学校応援週間〕

- 国、地方公共団体は、例えば「学校応援週間」を設け、保護者や地域住民が、放課後の補習、学校行事等において学校教育を支援する機会を積極的に設けること等を通じて、保護者、地域住民、教師が協力して子供を育む雰囲気づくり¹²を進める。

〔教師の日〕

- 国は、学校に通う子供やその保護者のみならず、地域住民らが教師の担っている重要な職責に対して理解を深めるきっかけとなるよう、新たに「教師の日」¹³を設けるとともに、地方公共団体等と連携・協力しながら、各種のイベントを行う。

〔地域の力を活用した高校中退者等の支援〕

- 高等学校に進学しなかったり、高等学校を中途退学したりすると、いずれの行政部局も支援が必要な者の実態を把握できなくなってしまうことが課題である。このため、国、地方公共団体は、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーションなどの関係機関やNPOなどの民間機関が連携して、高校中退者を含む中卒者の高卒資格取得や就学のための学習相談・学習支援等、就労・自立に向けた切れ目ない支援を地域全体で行う体制の構築を促進、支援する。

(3) 学校の教育力の向上のための教師の働き方改革

教育基本法第6条第2項において、学校は、教育を受ける者の発達段階に応じて、体系的かつ組織的な教育を授けることを通じて、知・徳・体の調和のとれた能力の伸長を図ること等が求められています。

¹² 保護者、地域住民、教師が協力して子供を育む雰囲気づくりに係る取組としては、例えば、学校の中庭に面したスペースに、子供も大人も一緒に集い学ぶコミュニティハウスを設置し、地域と学校を結ぶ場として活用するといった事例がある（横浜市立東山田中学校の例）。

¹³ ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が毎年10月5日を「教師の日（World Teachers' Day）」として制定しているほか、諸外国でも独自に「教師の日」を設定している。

現実には、諸外国の教師が、主に授業に特化した業務を行うのに対し、日本の教師は、教科指導、生徒指導、部活動指導に加え、安全指導や食に関する指導など、校務の分掌を通じて幅広い業務を担っています。

こうした知・徳・体を一体的に行う指導形態は「日本型学校教育」の特徴であり、国際的にも高く評価されています。この「日本型学校教育」の特色を維持・発展させていくためには、将来的な社会状況の変化を見据えつつ、学校に対して今後そのための資源を投入することが必要になると考えられます。

学校への資源投入の充実に当たっては、①人的資源の充実（定数や処遇）、②校長のリーダーシップをはじめとした学校マネジメントの確立を通じた組織力の強化、③教師の指導力向上などの教師の質の向上、④真に教師が担うべき業務の明確化など教師の業務の在り方の見直し、⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった外部人材の活用、⑥福祉機関や警察といった外部機関等との密接な連携・協力といった観点が考えられます。

本提言では、こうした観点を踏まえつつ、今日取り組むべき施策について、以下に掲げる問題意識の下、取りまとめました。

今後、国、地方公共団体等は、本提言で取り上げた施策を着実に実行していくことが求められます。

（限界にきている学校教育の現場）

今日の学校教育の現場は、①発達障害を含む障害のある子供や日本語指導の必要な子供等への対応、②厳しい経済状況にある家庭等への対応、③いじめ、不登校、児童虐待など複雑化・多様化する諸課題への対応が求められています。

また、新学習指導要領の実施に伴い、学校には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、小学校外国語教育の充実などに対応するための十分な準備の時間が確保される必要があります。

こうした中、今日の日本の学校教育は、教師の長時間勤務に支えられている状況にあり、この状況が続けば、学校現場の持続可能性を維持することは困難であると言わざるを得ません。

平成28年度の教員勤務実態調査（速報値）では、10年前の調査と比較して、教師の勤務時間は、いずれの年齢区分・職種においても増加しており、平日は、小・中学校ともに「授業」「授業準備」など授業に関連する時間が、休日は、中学校において「部活動」の時間が、特に増加しているという実態が明らかになりました。教育の質の向上や様々な教育課題への対応が求められる中、教師の長時間勤務に支えられている状況は既に限界に来ており、教師の業務負担の軽減は喫緊の課題です。

このような状況を改善するためには、また、「次世代の学校指導体制」を真に確立していくためには、教師の質・量の十分な確保が求められることは言うまでもありませんが、それと同時に、教師の負担の軽減や多忙化の解消に向けて、各種の学校事務の内容・必要性等の見直しや、長期休業期間等における業務の在り方の検討、「学校による部活動」から「地域による部活動」への持続可能な運営体制の整備を進め、教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる環境を整え、学校現場の教育力を強化していくことが必要です。あわせて、国においては、教員勤務実態調査（速報値）の結果等も踏まえ、教師が担うべき業務を精選・明確化¹⁴することを通じ、教師の負担軽減に向けた教師の働き方改革を実質的にかつ着実に実行することが求められます。

（チーム学校の実現）

我が国の学校は、全教職員のうち8割以上が教師であり、諸外国に比べてスタッフの割合が低いほか、我が国の教師は、授業以外にも生徒指導等の様々な業務を行っており、勤務時間も諸外国に比べて大幅に長いことが明らかになっています。

こうした中、いじめの認知件数が近年急増しているなど、学校における生徒指導上の問題への対応は深刻になっています。複雑化・多様化している我が国の学校の課題に対応していくため、また、教師が子供と向き合う時間を十分に確保するため、必要な教師を確保した上で、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置するとともに、地域住民との連携・協働を含めた学校運営の改善を図り、チームとして教育活動に取り組む指導体制を整備することが求められています。

そのため、国においてはこれまで、障害のある児童生徒や日本語能力に課題のある児童生徒への特別の指導を担当する教職員の基礎定数化や学校の事務体制の強化、学校と地域の連携・協働の促進を柱とした法整備を進めてきました。

今後は、「チーム学校」を真に確立していくべく、更なる取組を進めていく必要があります。

〔児童生徒指導担当教師等の充実〕

- 教師個人が単独でいじめ問題等を抱え込み、結果として児童生徒の被害が広がることのないようにするためには、学校内で生徒指導上の情報を円滑に共有すること等を通じ、全ての教職員が一体となって組織的に取り組む体制を構築することが必要不可欠である。しかし、実際には、情報共有の核となる生徒指導主事等は授業を担当している場合が多く、複雑化・多様化する生徒指導上の諸課題に十分に対応することが困難となっている。このため、国、地方公共団体は、生徒指導主事等が児

¹⁴ 例えば英国の場合、教師の職務内容は、関係者間の合意の下で政府が定める「教員給与及び勤務条件に関する文書」において規定されており、その中には、「教師としての専門性を必要としない事務作業を行うことは求められないこと」、「授業準備中に他の仕事に従事することは求められないこと」等が具体的な事項として記載されている（出典：英国 Department of Education “School Teacher’s Pay and Conditions Document”）。

童生徒の生徒指導に関する業務に専念できるよう、授業担当を軽減するための教師の配置の充実を進める¹⁵。また、特別な支援が必要な子供たちへのきめ細かな対応を可能とするため、特別支援教育コーディネーターについて、他の業務負担を軽減し専任化したり、主幹教諭を充てたりするなど、その調整機能を強化するための取組を推進する。

〔教育と福祉との相互理解のための研修の充実〕

- 障害のある子供や不登校の子供などの一人ひとりの教育的ニーズに丁寧に対応するためには、教師とスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフ及び必要に応じて福祉機関の担当者等との連携・役割分担を円滑に進めていくことが重要である。そのため、国、地方公共団体は、教師がスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフや福祉機関職員それぞれの役割や専門性を相互に理解した上で、円滑に連携・協力できるよう、教師が連携に必要な基本的な知識を身に付けられることを目的とした研修等の充実を図る。

〔教育相談体制の充実〕

- 学校と福祉等関係機関との連携・協力がより一層円滑に進むよう、国、地方公共団体は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが果たすべき役割及び知識・技能等を学校の設置者等に対して周知徹底する。また、国は、スクールソーシャルワーカー等の育成の在り方について、福祉関係者等との意見交換等を通じて、引き続き検討を行う。
- 国、地方公共団体は、福祉等との連携も視野に入れた教育相談機能の整備・強化に向け、平成31年度までに、原則として、スクールカウンセラーを全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置する。

（学校部活動改革・学校事務の効率化等を通じた教師の負担軽減）

学校現場の教育力を強化するためには、先に述べた教員勤務実態調査（速報値）の結果を踏まえ、教師の負担軽減に向けた教師の働き方改革を行う必要があります。とりわけ、同調査においては、中学校の土日における部活動・クラブ活動に関わる時間は10年前と比べて大幅に伸びており、中学校の教師の負担は非常に大きくなっています。こうした状況の中、部活動指導員の配置など、部活動の持続可能な運営体制の整備を進める必要があります。

また、副校長・教頭の勤務時間についても10年前と比べて増加し、平日では全ての

¹⁵ 生徒指導に関する業務を専任で行う教師の配置によって、不登校児童生徒数の減少等がみられるようになった地方公共団体の例もある（例えば箕面市では、不登校児童生徒数（1,000人当たり）が、生徒指導関連業務を専任で行う教師の配置前の平成16年の10.4人から、配置以降の同26年には7.5人に減少）。

職種の中で最も業務時間が長くなっており、副校長・教頭を含め教師がどの事務作業を担うのかという点についても考慮しつつ、事務職員の配置の充実等を通じた学校事務体制の強化や学校事務の効率化・実施方法の工夫等を図っていく必要があります。

これらを踏まえ、国、地方公共団体は、部活動が持続可能になるよう取組を進めるとともに、学校事務体制の充実や効率化、教師の研修の在り方について見直しをまずしっかりと進めていくことが必要です。その上で、教師の勤務状況を踏まえた処遇の見直しの検討を行うことが求められます。

国は、教員勤務実態調査（速報値）の結果を踏まえ、スピード感をもって、教育の質の向上や教師の負担軽減に向けた教師の働き方改革に資する方策について総合的に検討していくことが必要です。

〔部活動の持続可能な運営体制の整備〕

○ 国は、教師、とりわけ中学校の教師の多忙化の主な要因と言われる部活動について、持続可能な運営体制の整備が可能となるよう、改革を進める。具体的には、制度化された部活動指導員¹⁶について、地域人材や民間事業者等の活用を含め配置促進を図る。また、地域のスポーツクラブと学校との連携・役割分担の在り方や運動部活動等における指導者の資格の在り方、部活動の活動内容等に応じて学校単位ではなく地域単位で活動できる環境づくり（学校単位の競技大会への地域クラブの参加拡大等）について検討を行うなど、「学校による部活動」から「地域による部活動」への転換を図る。

〔学校事務の効率化等〕

○ 国、地方公共団体は、学校事務の一層の効率化を図るため、学校事務職員の職務内容の明確化や学校ごとに異なる事務手続の標準化等を通じ、特定の管理職に多量の学校事務が集中する状況を改善するほか、統合型校務支援システムの導入による校務のICT化（校務シェアボードの導入やペーパーレス化等）を推進する。また、学校事務職員が主体的に学校運営に参画するためには、従来の学校事務の効率化を図りつつ、その役割の拡大に応じた学校事務体制の充実が必要であることから、制度化された「共同学校事務室」などの事務の共同実施の推進を図るほか、学校における事務職員の配置充実や研修等を通じた質の向上を図ることについて検討を進める。さらに、学校以外の職場では当たり前となっている事務の効率化のためのノウハウを学校にも導入するべく、業務改善アドバイザーの派遣の一層の促進を図る。

〔教師の研修の見直し等〕

○ 教師の研修については、国、都道府県教育委員会、市町村教育委員会が主体となって行われるもののほか、教師の自主的な勉強会等も含めると数多くの研修が実施

¹⁶ 学校教育法施行規則改正（平成29年3月14日）により法令上に部活動指導員の規定が整備された。同指導員が指導や引率を職務として行うことにより、教師の負担軽減につながること等が期待されている。

されていることから、国、地方公共団体は、新たに創設される各都道府県の協議会において、内容の重複する研修の廃止等を含め、体系的、系統的な研修計画が構築できるよう、取組を推進する。

また、国や地方公共団体が行う教員研修等を通じて、優れた指導方法等が教師の間で共有されるよう、取組を推進する。

〔学校指導体制の充実〕

- 新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、小学校外国語教育の充実など、教育活動の充実が求められている。こうした中、国、地方公共団体は、発達段階に応じて指導の専門性の強化を図るべく、小学校高学年を中心に、外国語等の教科で専科指導の導入を推進するとともに、専門的な知識やスキルを持つ外部人材の活用が一層進むよう方策を検討する。

2. 子供たちの自己肯定感を育む

日本の子供たちの自己肯定感をめぐっては、過去の様々な調査における日本と諸外国との比較によると、日本の子供たちの自己肯定感は諸外国と比べて低いという結果が示されています¹⁷。

一方で、今般改訂された学習指導要領に基づき、今後、小学校における教科としての外国語の導入などの全ての子供たちにこれからの時代に求められる資質・能力を育成することを目指して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する取組を進めていくことが求められます。しかしながら、子供たちの自己肯定感が低く、自分に対して自信がないままでは、必要な資質・能力を十分に育めたことにはなりません。

そのため、子供たちが自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、子供たちの自己肯定感を育む取組を進めていく必要があります。

自己肯定感については、これまでも様々な捉え方が示されてきましたが、その一つとして、勉強やスポーツ等を通じて他者と競い合うなど、自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感や他者からの評価等を通じて育まれる自己肯定感と、自らのアイデンティティに目を向け、自分の長所のみならず短所を含めた自分らしさや個性を冷静に受け止めることで身に付けられる自己肯定感の二つの側面から捉えることが考えられます。

学校生活における勉強やスポーツ等において、相手と競い合う気持ちや相手に負けたくないという気持ちを持って挑戦することは大切であり、その中で成功や失敗を繰り返し、ある種のたくましさや身を付けることは、長い人生を送る上で糧となると考えられます。また、他者からの指摘により、自分が認識していなかった部分を知ることも、成長する上で大切なことです。

一方で、他者との比較や他者からの評価などを意識するあまり、自分の良いところが見えなくなったり、自分に自信が持てない部分、嫌いな部分を過度に意識してしまったりすることによって、何事かに挑戦する姿勢や積極的に自らの意見を表明する態度を失うことのないようにすることも必要です。

このため、他者に対する理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、何事にも積極的にチャレンジし、自らを高めていく姿勢を身に付けることが大切です。同時に、自己を見つめ、自分の長所と短所、自信のあるところとないところの両方を受容し、「自分らしさ」を見失うことなく、リラックスして臨むことにより自らの力を最大限発揮できるようになることも重要です。こうしたことを踏まえ、自己肯定感をバランスよく育む取組を推進していくことが求められます。

¹⁷ 日本の子供たちは諸外国に比べて「人並みの能力がある」に対する回答は低く、「ダメな人間だと思うことがある」に対する回答は高いとの調査結果がある（平成26年度 高校生の生活と意識に関する調査（独立行政法人国立青少年教育振興機構））。また、別の調査では、日本の子供たちは諸外国に比べて「自分自身への満足度」も低いとの結果も出ている（平成25年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（内閣府））。

また、大人が子供たちに向き合う際には、①子供の「個」を尊重しつつも、子供たちが自己と他者を区別し、自分が社会の一員であることを認識できるようにすること、②社会には多様な価値観があることを大人自身がしっかりと認識した上で、子供の発達段階に応じて接すること、③自己肯定感が人との関わりを通じて形成されることを踏まえ、保護者や教師をはじめとした子供に関わる全ての大人が自身も自己肯定感を持って子供と接すること、④大人が様々な場面で、子供の良いところを褒めたり認めてあげたりすること等が大切です。さらには、⑤良いところは積極的に褒め、叱るべきところでは叱るなど、大人が愛情を持って積極的に関与し続ける姿勢を示すことも重要です¹⁸。

加えて、就床時刻と自己肯定感に一定の相関関係が見られる¹⁹など、規則正しい生活習慣を身に付けることは、自己肯定感を育む上で重要です。また、生活習慣を身に付けるに当たっては、幼児期における遊びや体験活動が重要な役割を果たすことが指摘されており、こうしたことを踏まえた取組を進めていくことが必要です。

今後、日本が困難な課題に真正面から立ち向かい、未来を生きる世代のため、新しい国創りに挑戦するためには、我が国の将来を担う子供たちが自他のかけがえのない価値を認識しながら、協働し、様々な分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を高めることができるようにしていくことが必要です。

今般改訂された学習指導要領においては、改訂の理念を示す前文が新たに設けられ、その中でこれからの学校には、一人ひとりの児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められると掲げられています。

このことは、各学校が、学習指導要領の理念を踏まえ、子供たちの自己肯定感を育むことを目標として掲げつつ、日頃の教育活動を行っていくことが大切であることを示したものであると言えます。

改訂後の学習指導要領の下、各学校において「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善を進めることとしていますが、学校においては、こうした授業改善に係る様々な取組を行う中で、自己肯定感を高めていくための取組を推進するとともに、国、地方公共団体や関係するNPO等においては、以下の取組を進めていくことが求められます。

¹⁸ 親や先生、近所の人から「褒められた経験」が多かった人は、自己肯定感や「へこたれない力」が高く、さらに、そのうち「厳しく叱られた経験」が多かった人は、より自己肯定感等が高い傾向が見られる。(国立青少年教育振興機構「子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」(平成29年4月25日))

¹⁹ 平成26年度文部科学省委託調査「家庭教育の総合的推進に関する調査研究 睡眠を中心とした生活習慣と子どもの自立等の関係性に関する調査」より(平成28年11月24日第2回教育再生実行会議専門調査会 鈴木みゆき委員発表資料)

〔幼児教育の充実〕

- 様々な体験を重ね、身体の諸感覚を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成する上で、幼児期の教育は極めて重要である。

このため、国及び地方公共団体は、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等を通じ、幼児教育の充実に向けた推進体制を構築する。

〔家庭教育支援の充実〕

- 親から理解されている、愛されているという感覚を持っている子供は自己肯定感が高いとの分析結果²⁰があるが、乳幼児期における絶対的な自己肯定感の育成には、保護者又は保護者に代わる存在から愛情を受けることが必要不可欠である。

このため、国、地方公共団体は、「早寝早起き朝ごはん」など、全ての子供の生活習慣改善に向けた取組をはじめとした地域における総合的な家庭教育支援の充実に向けた取組を進めるとともに、保護者に対して、ICT等を通じて生活習慣に係る正しい情報を効果的に発信していく方法について検討し、取組を進める。

〔多世代交流や異年齢交流等の推進〕

- 学校において、他者や集団・社会のために役に立つ経験を通して自己肯定感を育むことができるよう、特別活動等において、学級や学校の中で役割を分担し、協力して取り組む機会を充実するとともに、異年齢交流を通して、年少者の世話をしたり、リーダーシップを発揮したりする機会を充実させる。

このため、国、地方公共団体は、こうした活動を重視した新学習指導要領の趣旨を周知し、各学校における取組を一層推進する。

- 思春期においては、自分を意識し、理想と現実を比べることで現実の自分に不満を感じ、また他者の評価を必要以上に気にする結果、自己肯定感が下がる傾向にある²¹。

このため、国、地方公共団体は、思春期に当たる中学校や高等学校の生徒等が、学校の授業以外の様々な場面において、年齢の近い大学生や、年下の幼児や小学生、地域の高齢者、民間機関の職員等との学習や交流など多様な活動の機会を通じ、様々な価値観があること等を学ぶことができるよう、NPOや民間機関等との連携による多世代交流や異年齢交流の機会の充実に向けた取組を推進する。その際、地域の教

²⁰ 「自分の親から愛されていると思う」「(親が)自分のことをよく理解してくれる」という項目と、自己肯定感との相関が強い「長所」「家庭生活への満足度」という項目の間には強い相関があることが示されている(平成25年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(内閣府))。

²¹ 伊藤美奈子「自尊感情が低い子どもたち—自己否定感をもたらすものは何か?」(児童心理2014年6月号)

育資源の活用が進むよう、地域学校協働活動推進員の配置や研修を促進する。

〔様々な体験活動の充実〕

- 自己肯定感をバランスよく育むには、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を通じて、達成感や成功体験等を得るとともに、失敗や挫折を経験したときに、自分を受け入れ、課題に立ち向かう姿勢を身に付けることが重要である²²。

このため、国、地方公共団体は、農山漁村にある豊かな自然や青少年教育施設などの地域資源を活用しつつ、NPO や民間機関等と連携しながら、体験活動を積極的に推進する。その際、家庭の経済事情にかかわらず、全ての子供たちに体験活動の機会が与えられるよう、取組を進める。

〔官民協働による ICT の活用を通じたネットいじめへの対応〕

- 近年、スマートフォンの普及に伴って生じている SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を使った「ネットいじめ」は、見えにくい、拡散されやすい、誹謗・中傷がエスカレートしやすいなどの特徴を有しており、子供たちの自己肯定感を大きく損なうなど深刻な状況を招いている²³。

このため、国は、民間事業者等と協働して、いつでも、どこでも利用することができるというスマートフォンの特性を生かして、ネットいじめの相談をいつでも受け付けられるような仕組みや、いじめへの対処方法等について学べるような仕組みづくりを進める。

また、国は、スマートフォンの利用に関する危険性や留意点等について、ICT の活用やリーフレットの配布、各地域の PTA 等と連携したシンポジウムの開催等を通じ、保護者及び子供へのネットリテラシー教育の充実を進める。

〔様々な課題を抱える子供たちを含む全ての子供たちの居場所づくり〕

- 不登校や貧困家庭の子供や学習が遅れがちな子供など様々な課題を抱える子供たちを含めた全ての子供たちが、安全・安心に学ぶことのできる居場所（サードプレイス）づくりは、自己肯定感を育む上でも重要である。

このため、国、地方公共団体は、放課後等の居場所づくりを推進し、地域において支援を必要とする子供たちにその機会が行き届くよう、検討を行う。

²² 家庭の教育的・経済的条件にかかわらず、自然の中での遊びや外遊び等、子供の頃の体験活動の機会が多かった子供は、自己肯定感が高い傾向が見られる。（国立青少年教育振興機構「子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」（平成 29 年 4 月 25 日））

²³ 伊藤美奈子「いじめる・いじめられる経験の背景要因に関する基礎的研究—自尊心に着目して—」（教育心理学研究, 2017, 65）によると、「学校に行きたくない」「死にたいくらい辛い」といった感情の経験率が、ネットいじめを受けた子供は、他の「悪口・冷やかし」「金品たかり」等を受けた子供より相対的に高い傾向が示されている。

〔新学習指導要領の実施に向けた条件整備〕

- 授業において「主体的な学び」や「他者との協働」を行っているとは回答した子供は、「挑戦心」、「達成感」、「規範意識」、「自己有用感」といった自己肯定感と関連の見られる項目に関する意識が高いとの指摘もある。こうした指摘等を踏まえ、新学習指導要領に基づき、子供たちにこれからの時代に求められる資質・能力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが重要である。

このため、国は、新学習指導要領の円滑な実施に向け、学習指導体制の充実を行うとともに、業務改善の推進を着実に図る。また、全国の実践事例の収集・共有化等を行い、各学校の取組を支援する。

3. これまでの提言の確実な実行に向けて

教育再生実行会議では、これまで九次にわたる提言を行うとともに、その提言が着実に、かつスピード感を持って実行されているかどうかの観点からフォローアップを行ってきました。

第一次提言から今日まで、実行会議の提言を基に、法令改正や予算事業化といった様々な形で教育再生の実現に向けた取組が進められており、一定の成果を挙げています。

一方で、子供たちの誰もが夢に向かって頑張ることができる国創りを真に実現するには、法令改正等をして終わりではなく、提言の理念が教育現場に浸透し、日々の教育活動に反映されているか等を不断に検証し、フォローアップを続けていくことが大切です。

(1) 提言に基づき、既に法令改正等がなされた事項

第九次提言のフォローアップにおいては、「提言の実行に向け、特に注視する必要がある重要事項」として、以下に掲げた取組の着実な推進を求めていました。これらについては、必要な法令改正が行われました。このことは、教育再生実行会議の大きな成果です。

(法令改正が行われた主な提言事項)²⁴

- ・ 教師の養成・採用・研修の一体改革（第五次、第七次提言）
- ・ 学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）の努力義務化及び地域学校協働活動の推進（第六次提言）
- ・ 大学の教育研究力強化に向けた「指定国立大学法人制度」（第三次提言）
- ・ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設（第五次提言）

また、第九次提言では、「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育」の実現に向けた取組についての提言を行いましたが、給付型奨学金の創設、障害のある児童生徒や日本語能力に課題のある児童生徒への特別の指導を担当する教職員の基礎定数化、都道府県による「不登校の子供たちを対象とした特別な教育課程を編成・実施する学校（不登校特例校）」及び「夜間中学」の設置の促進などの法令改正が速やかに行われました。このことは、教育再生の歩みが継続的に進められていることの表れだと言えます。

²⁴ 法令改正等の実績については、25 ページに記載。

(2) 提言の実行に向け、特に注視する必要のある重要事項

制度を作って終わりでは、教育等の「現場力」が高められたとは言えません。

教育再生が真に実効あるものとなるよう、政府においては当面、特に次の重要事項に関する取組が着実に推進されることを期待します。

① 教育投資・教育財源の充実（第八次提言関連）

第八次提言で優先して取り組むべき教育投資として挙げられた「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」及び「高等教育段階における教育費負担軽減」については、低所得の多子世帯等の幼児教育保護者負担軽減（第2子の無償化）や給付型奨学金の創設のほか、大学等奨学金事業の充実や授業料減免の充実等が行われ、一定の成果を上げています。

今後も、これからの時代を見据えた教育を実現していくために必要な教育投資の充実や教育財源の確保に向け、次のような取組の加速及び検討の具体化を進める必要があります。

- ・ 特に、幼児教育の無償化及び幼児教育等の質の向上、高等教育段階における教育費負担軽減など、教育投資を充実するとともに、税制の見直し等によるそのための財源確保についても引き続き真摯に検討すること。
- ・ 文部科学省の中央教育審議会で行われている平成30年度から開始予定の「第三期教育振興基本計画」に、第八次提言の趣旨を十分反映すること。

② 学習指導要領の改訂・着実な実施（第七次提言関連）

第七次提言で述べた課題解決に向けた主体的・協働的で、能動的な学びへの授業の革新を実現するべく、「社会に開かれた教育課程」を基本理念とする新学習指導要領の改訂・実施を、次の取組等を通じて着実に進めていく必要があります。

- ・ 新学習指導要領の趣旨や内容が学校関係者はもとより、広く家庭や地域社会とも共有されるよう、積極的な周知・普及を行うこと（平成29年度～）。
- ・ 新学習指導要領の円滑な実施に向け、学習指導体制の充実を行うとともに、業務改善の推進を着実に図ること。
- ・ これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組が積極的に行われるよう、実践事例の収集・

共有化等を行うこと。

- ・ 高等学校の学習指導要領について、平成 29 年度末までに着実に改訂を実施すること。

③ 学校教育の中核である教師の資質向上、学校の組織運営改革、学校と地域の連携・協働（第六次、第七次提言関連）

これまでの提言（第六次、第七次提言）や、文部科学省「次世代の学校・地域」創生プラン等に沿って、教師の資質向上や学校と地域の連携・協働に係る法令改正が果たされたことは評価できます。今後は、その趣旨を教育に直接携わる教師等に適切に伝え、「現場力」の向上につなげていくために、次の取組を着実に進めていく必要があります。

- ・ 第七次提言で述べられた教職課程の適切な質保証に係る趣旨を十分に踏まえ、教師が共通的に身に付けるべき最低限の学修内容を示した「教職課程コアカリキュラム」の作成を平成 29 年度中に着実に行うなど、養成・採用・研修を通じた不断の資質向上のための仕組みを構築すること。
- ・ 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置の充実等を通じ、「地域学校協働活動」の円滑かつ効果的な実施を全国的に推進すること。
- ・ 全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、未導入地域での体制づくりや CS ディレクターの配置などの支援の充実を図ること。

④ 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育（第九次提言関連）

第九次提言で述べた取組については、3.（1）で述べた事項に加え、高等学校での通級指導の制度化や、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の整備等の取組がスピード感を持って進められています。一方で、学校現場における複雑化・困難化する課題に対処していくため、今後とも次のような取組を加速していく必要があります。

- ・ 教育機会確保法や同法に基づく基本指針を踏まえ、①教育支援センターの設置促進や機能強化、②効果的な取組事例の紹介等を通じた不登校特例校の設置促進、③夜間中学の設置促進などの取組を進めること。
- ・ 全ての教師が特別支援教育に関する素養を備えるよう、平成 29 年度中に必要な

制度改正を行い、教職課程における同科目の必修化を確実に行うこと。

- ・ 教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局と連携した切れ目ない支援体制の整備等を引き続き進めること。
- ・ 障害のある人が学校卒業後も継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう、学校外での利用しやすい学習等の機会を充実すること。
- ・ 特に困難な地域における学校等への集中的な支援を拡大・強化していくこと。
- ・ 私立中学校等へ通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業を着実に進めること（平成 29 年度～）。
- ・ 特定の地域や学校における先進的な取組等の事例について検証し、全国展開や支援の充実につなげるための「教育再生先導地域（仮称）」に係る検討を着実に進めること。

⑤ 日本の教育を変える「高大接続」改革、大学入学者選抜制度改革（第四次提言関連）

日本の学校教育全体に影響を与えうる重要な課題である高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革については、引き続き、改革の必要性について国民の理解を深めながら、丁寧かつ着実に次の取組を進める必要があります。

- ・ 高等学校での教育改革に向けた高等学校学習指導要領の改訂を平成 29 年度末までに着実にを行うこと。
- ・ 第四次提言の趣旨を踏まえつつ、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」や「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施方針の策定を進めること。
- ・ 「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」の「三つの方針」に基づく大学教育を確実にフォローするとともに、認証評価制度の改善による、大学教育の質的転換を着実に推進すること。

⑥ 日本の「知」を牽引すべき大学の教育研究力の強化（第三次、第五次、第七次提言関連）

大学の教育研究力の強化に向けては、世界最高水準の教育研究活動の展開に向けた「指定国立大学法人制度」や、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設に係る法改正が行われました。引き続き、グローバルに競う大学の重点強化と未来の産業・社会を支えるフロンティア形成の促進に向け、次の取組を進める必要があります。

- ・ 「卓越大学院プログラム（仮称）」の本格実施（平成 30 年～）に向け、構想の具体化を加速させること。
- ・ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について、平成 31 年度の開学に向け、ふさわしい設置基準等の制定及び的確な審査体制を整備すること。

⑦ 「選挙権年齢引下げ」への適切な対応（第七次提言関連）

昨年夏に選挙権年齢の引下げが実施され、国においても、総務省と文部科学省が共同作成した選挙等に係る副教材を全ての国・公・私立高校生等に配布するなど、政治的中立性の確保に留意しながら、政治や選挙に対する関心を高めるための取組を進めてきたことは評価できます。今後とも、引き続き子供たちが主体的に社会に参加する力の育成を図るため、次の取組を進める必要があります。

- ・ 小・中学校における新学習指導要領全面実施に向け、主権者教育に関するモデル事業の実施、新しい教材の開発・活用など教育効果の高い指導上の工夫の普及等を着実に行うこと。
- ・ 高等学校段階では、新設科目「公共」の設置を含めた高等学校学習指導要領の改訂を平成 29 年度末までに着実に実施すること。
- ・ 家庭や地域が主権者教育の担い手としての役割を果たすべく、地域学校協働活動や様々な体験活動の機会を充実すること。

〔参考：提言事項の実行に係る具体的な法令改正実績〕

- ・教師の養成・採用・研修の一体改革（第五次、第七次提言）
 - 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年 11 月 18 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行）

- ・学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）の努力義務化及び地域学校協働活動の推進（第六次提言）
 - 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 27 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行）

- ・大学の教育研究力強化に向けた「指定国立大学法人制度」（第三次提言）
 - 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 28 年 5 月 12 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行）

- ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設（第五次提言）
 - 学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 24 日成立、平成 31 年 4 月 1 日施行予定）

- ・給付型奨学金の創設（第九次提言）
 - 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行）

- ・障害のある児童生徒や日本語能力に課題のある児童生徒への特別の指導を担当する教職員の基礎定数化（第九次提言）
 - ・都道府県による「不登校特例校」及び「夜間中学」の設置の促進（第九次提言）
 - 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 27 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行）